

2025年11月4日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

引出式簡易金庫・貸金庫規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 西塚 英樹）は、金融庁の2025年5月30日付「主要行等向けの総合的な監督指針」改正を受け、「貸金庫規定」を下記のとおり改定いたします。本改正では、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保の観点から、「現金」はリスクが高い物品として明示されております。改定後の規定は、従前よりお取り引きいただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

規定改定に伴いご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定対象となる規定

引出式簡易金庫・貸金庫規定

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

①貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
・「現金」は日本円、外国通貨であり、記念硬貨や現在発行されていない貨幣・紙幣は含みません。（ただし現在発行されている紙幣と肖像が同一であるものは除く）
詳しくは日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」にてご確認ください。

②貸金庫の利用目的を書面等で申告いただくことを追加

・貸金庫を適正にご利用いただけるよう、契約時および継続的に利用目的のご申告をお願いします。

(2) 新旧対照表

>[こちらをご参照ください。](#)

3. 改定後の規定

>[こちらをご参照ください。](#)

4. 改定日 2026年4月1日（水）



きらやか銀行

5. ご留意点

現在、貸金庫に「現金」を格納されているお客様は、次回ご来店時に現金のお取り出しをお願いいたします。

また、貸金庫の利用目的をご申告いただく書類につきましては、今月中に、順次お届けいただいているご住所宛に郵送させていただきます。お手元に届きましたら、ご記入のうえ、ご返送または窓口へご提出くださいますようお願いいたします。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
事務部事務課 担当者 遠藤
Tel : 023-628-3985